

生物多様性民間参画ガイドラインに関する取組について

平成 21 年 8 月 20 日

生物多様性企業活動ガイドライン検討会

座長 可知直毅

2006 年 3 月の第 8 回生物多様性条約締約国会議（COP8）において、生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画の重要性と促進に関する決議がなされました。これ以降、国内においても、生物多様性の民間参画に関する動向が加速されつつあります。

2007 年 11 月に策定された第 3 次生物多様性国家戦略においては、企業が原材料調達や遺伝情報の活用等の様々な場面で生物多様性の恵みを受けていると同時に、マイナスの影響を与えていること、また、企業が、企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいく上で、重要な役割を担っているという認識のもと、企業の自主的な活動の指針となるガイドラインの策定が示されました。2008 年には、事業者、国などの責務を明らかにし、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めた、生物多様性基本法が成立・施行されました。

これらを受け、昨年 11 月に生物多様性企業活動ガイドライン検討会を設け、多様な分野の検討委員方のご意見を伺いながら本ガイドラインの策定を進めてまいりました。本年 5 月 13 日から 6 月 12 日には、生物多様性民間参画ガイドライン案のパブリックコメントを実施し、幅広く国民の皆様からもご意見をいただきました。

このように、様々な方々からいただいたご意見が同ガイドラインに反映されていますが、生物多様性と企業活動等の民間参画の問題は、今回の新たなガイドラインのみをもってすべて対応できるというものではありません。

例えば、今回のガイドラインは、主に、幅広い業種に着手されている大企業の先進的な取組を参考にして作成されているため、中小企業・製造業などへの取組については課題が残っていると認識しています。また、同ガイドラインをできるだけ早く世に出すことが重要との考えから、利活用いただくことが期待される事業者の視点を重視した内容となっていますが、今後の動向を注視しながら、より多様な主体の総意に基づいたガイドラインの改訂が必要であると考えます。

このようなことを背景として、この度の生物多様性民間参画ガイドラインの決定に際し、今後対応が必要と考えている課題を提起します。

(1) ガイドライン策定後のフォローアップ

本ガイドラインが、社会全体の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資するためには、ガイドラインを効果的に普及広報し、利活用を促進することが重要となります。

また、今回のガイドラインは第1版であり、今後、生物多様性の状況や事業者の認識・取組の熟度の高まり等に応じて改訂するため、第1版ガイドラインの利活用の状況や利活用における課題等を把握・整理し、今後の改訂において、それらを考慮していくことが必要と考えます。

(2) 国内に向けた普及広報・活用促進

ガイドラインの対象者である事業者をはじめ、事業者の活動に関わる市民やNGO・NPO、地方公共団体等、幅広い主体を対象として、普及広報を行うことが重要です。また、事業者に対しては、既存の関連する取組等をふまえたガイドラインの利活用促進、及び現状把握を行うことが必要と考えます。

(3) 国外に向けた普及広報

ガイドラインの策定・公開とその内容を、生物多様性と民間参画の分野における我が国の取組として、生物多様性条約事務局や他の国々、国際NGO等に広く国際的に普及広報する必要があると考えます。

このような活動を進めることによって、生物多様性に配慮した取組の中で民間参画が効果的に推進されるよう、また、来る2010年に開催されるCOP10の議長国として積極的な国際貢献が実現できるよう、政府における検討と取組に向けてのさらなる努力を求めるとともに、国民の皆様の理解と協力をお願いいたします。

以上